

令和 7 年 第 7 回 新富町農業委員会会議録

(令和 7 年 7 月 2 8 日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和 7 年 第 7 回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和 7 年 7 月 2 8 日 (月)					
召集の場所	新 富 町 役 場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和 7 年 7 月 2 8 日 午後 2 時 0 0 分 議長 閉会 令和 7 年 7 月 2 8 日 午後 2 時 2 9 分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1 番	平下 裕敏	○	9 番	長友 保	○
	2 番	前田 章男	○	10 番	猪俣 忠	×
	3 番	山口 弘安	○	11 番	中山 真一	○
	4 番	芳野 京子	○	12 番	仲原 亨	○
	5 番	井崎 誠	○	13 番	倉永 英生	○
	6 番	藤井 貞敏	○	14 番	新惠 浩二	○
	7 番	太田 茂	○	15 番	長友 嘉美	×
	8 番	鬼塚 眞理子	○	16 番	出口 幸一郎	×
会議録署名委員		6 番 藤井貞敏 委員 7 番 太田 茂 委員				
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	○			
	局長補佐	嶋末 剛	○			
	係長	中谷 静江	○			
会議に付した事件		別紙のとおり				
議 事 日 程		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				
議 案 写		省 略				
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (3) 農用地利用集積等促進計画案（貸借権設定）について
- (4) 農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第31号 農用地利用集積計等促進計画案（貸借権設定）について

議案第32号 農用地利用集積計等促進計画案（所有権移転）について

議長 ただ今から、令和7年第7回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員8名、農地利用最適化推進委員5名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 6月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に6番 藤井貞敏委員、7番 太田 茂委員を指名いたします。

議長 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なし声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 それでは、さっそく議事に入りたいと思います。
日程第3 議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 その1について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 その1についてご説明いたします。

譲受人は宮崎市大字島之内在住の■■■■さん、譲渡人は同じく宮崎市月見ヶ丘在住の■■■■さん、申請地は大字新田字■■■■■の畑で2,093㎡です。兄妹間での無償贈与となります。譲渡人は、高齢のうえ、通作距離が遠いことにより管理等が困難なため、妹である譲受人に譲り渡し娘夫婦と作付けを行うとのことです。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、作付けはまだされていませんでしたが、耕作は可能な土地でし

た。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

芳野 ないです。

議長 次に、その 2 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 2 についてご説明いたします。

譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は大字新田字■■■■■の畑で 217 m²です。所有権移転の経営規模拡大で知人間での無償贈与になります。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、甘藷が作付けされており、耕作するのに問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

長友保 ありません。

議長 次に、その 3 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 3 についてご説明いたします。

譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は富田東■■■■■の畑で 193 m²です。所有権移転の経営規模拡大で 10a あたり■■■■■円の対価額■■■■■円になります。なお、申請地は都市計画区域内の第一種住居区域内の農地であり、坪あたり■■■■■円になります。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、作付けはされていませんでしたが、耕作は可能な土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

倉永 ありません。

議長 ただ今、議案第 29 号について説明が終わりましたが質問等はないで

すか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 29 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 29 号については申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 1 についてご説明いたします。

現地調査資料の 1 ページをご覧ください。譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんで、申請地は大字上富田字■■■■■■■■で登記現況とも畑の 324 m²です。場所については、上城元地区にある■■■■■■から北に 180m ほど進んだ土地になります。(航空写真で説明) 2 ページの利用計画図をご確認ください。申請内容は資材置場及び駐車場となります。申請理由は議案書記載のとおりで、対象地は周辺の状況から、生産性の低い小集団の農地と考えられますので、第 2 種農地と判断しており、許可相当と判断いたしました。説明は以上です。

議長 それでは担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

議長 2 番 前田章男委員

前田 2 番前田が申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。隣接地に駐車場が造られており、資材置場等もあり、その隣に造られるという事で側溝とかもあり、排水も問題ないと思われます。以上です。

議長 地元委員からは何かありますか。

倉永 ありません。

議長 次に、その2について事務局に説明を求めます。

事務局 その2についてご説明いたします。

現地調査資料の3ページをご覧ください。譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんで、申請地は大字新田字■■■■■■で登記、現況とも畑の550㎡です。場所については、十文字の■■■■■■■■■■から北に150mほど進んだ土地になります。（航空写真で説明）4ページの利用計画図をご確認ください。申請内容は一般個人住宅建設となります。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は周辺の農地の広がりから第1種農地と判断しておりますが「住宅のその他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」ということで不許可の例外に該当いたします。説明は以上です。

議長 それでは担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

議長 2番 前田章男委員

前田 申請番号2番について、現地調査の報告をします。この農地が排水溝より低いところにあるんですが、住宅を建てられるということで盛土すれば排水は問題ないと思われます。以上です。

議長 地元委員からは何かありますか。

仲原 ありません。

議長 次に、その3について事務局に説明を求めます。

事務局 その3についてご説明いたします。

現地調査資料の5ページをご覧ください。譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さんで親子関係になります。申請地は大字新田字■■■■■■■■で登記、現況とも畑の337.54㎡です。場所については、■■■■■■■■■■から南東に700mほど進んだ土地になります。（航空写真で説明）6ページの利用計画図をご確認ください。申請内容は一般個人住宅建設となります。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は周辺の農

地の広がりから第 1 種農地と判断しておりますが「住宅のその他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」ということで不許可の例外に該当いたします。説明は以上です。

議長 それでは担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

議長 2 番 前田章男委員

前田 申請番号 3 番について現地調査の報告をいたします。近くに排水もあるため問題ないと思われます。以上です。

議長 地元委員からは何かありますか。

新恵 ありません。

議長 次に、その 4 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 4 についてご説明いたします。
現地調査資料の 7 ページをご確認ください。譲受人は住宅建設予定地が■■■■■さん、共有の進入路部分が■■■■■さんと■■■■■さんの共有名義で、いずれも譲渡人は■■■■■さんです。申請地は大字日置字■■■■■■■■及び大字日置字■■■■■■■■で登記、現況とも畑の住宅部分が 422 m²で進入路部分が 17 m²です。場所については、■■地区集会所から南に 250m ほど進んだ土地になります。（航空写真で説明）8 ページの利用計画図をご確認ください。申請内容は一般個人住宅建設及び隣接地との共有の住宅敷地となります。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は周辺が住宅地に囲まれていることから生産性の低い小集団の農地と考えられますので第 2 種農地と判断しており許可相当と判断しております。説明は以上です。

議長 それでは担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

議長 11 番 中山真一委員

中山 11 番中山が 4 番に対して説明を申し上げます。今、説明があった通り閑静な住宅街ということで、道路に面して建てられるということで

大きな進入路があります。道路にはちゃんとした排水路もあります。草も刈って綺麗に管理されているということで何も問題ありません。以上です。

議長 地元委員からは何かありますか。

井崎 ありません。

議長 次に、その5について事務局に説明を求めます。

事務局 その5についてご説明いたします。

現地調査資料の9ページをご覧ください。譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さんと■■■■■さんです。申請地は大字上富田字■■■■■及び■■■■■で登記、現況とも田の190㎡及び137㎡の合計327㎡になります。場所については、■■■地区集会所から西へ100mほど進んだ土地になります。(航空写真で説明)10ページの利用計画図をご確認ください。申請内容は一般個人住宅建築となります。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は周辺の農地の広がりから第1種農地と判断しておりますが「住宅のその他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」ということで不許可の例外に該当いたします。説明は以上です。

議長 それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いします。

11番 中山真一委員

中山 11番中山が5番を説明いたします。説明があつたとおり■■■■■と公民館の間で、裏には■■■■■のハウスがあり、排水も道路に大きな排水もあります。何も問題がないと思いました。以上です。

議長 地元委員からは何かありますか。

倉永 ありません。

議長 ただ今、議案第30号について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 30 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 30 号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第 31 号「農用地利用集積等促進計画案（貸借権設定）について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局 提案理由についてご説明いたします。議案第 31 号農用地利用集積等促進計画案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対して要請するために議案として上程するものです。以上です。

議長 それでは、その 1 からその 70 まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 議案第 31 号についてご説明いたします。
農地中間管理事業の東畦原地区、その他の地区及び個別案件で、賃貸借が 47 件、使用貸借 23 件の合計 70 件になります。以上、説明となります。

議長 ただ今、議案第 31 号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 31 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 31 号については承認されました。

議長 次に、議案第 32 号「農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

11 番 中山真一委員

中山 11 番中山がその 1 についてご説明いたします。農地の所在が大字三納代字■■■■、■■■の 2 筆の田で 768 m²です。譲渡には■■■■さん、譲受人は■■■■さんで所有権移転になります。今回、繁殖牛の経営をされている認定農家の■■■■さんが購入をしたいということで売買の運びとなりました。対価額が 2 筆で■■■■円、10 a あたり■■■■円ということです。この案件は山口委員との共同あっせんです。説明は以上です。

議長 次に、その 2 とその 3 は関連がありますので、あわせて説明をお願いします。

12 番 仲原 亨委員

仲原 12 番仲原が 2 番と 3 番の説明をいたします。都合により 3 番から先に説明を行います。新田■■■■■■■■の畑で 5,024 m²です。譲渡人は■■■■さん、譲受人が■■■■さんです。10a あたり■■円となります。この■■■■さんの土地に入るのに入る道がないので、2 番の方の■■■■■■■■の畑 3,649 m²も一緒に購入という事になりました。その譲渡人は■■■■■■■■さん、譲受人は■■■■さんとなります。ここも対価は 10a あたり■■円です。以上でございます。

議長 次に、その 4 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

13 番 倉永英生委員

倉永 譲渡人が■■■■さん、譲受人が■■■■さんです。所在地が上富田■■■■と上富田■■■■で地目が田で面積は 4,000 m²と 1,111 m²で経営規模拡大の 10a あたりは■■■■円になります。以上です。

議長 次に、その 5 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

13 番 倉永英生委員

倉永 申請番号 5 番です。譲渡人は大字三納代■■■■■■■■■■さん、譲受人は■■■■■さんです。所在地については、上富田■■■■■番地、地目は田、面積については 1,477 m²です。対価額は■■■■円となっております。以上です。

議長 ただ今、議案第 32 号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 32 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 32 号については承認されました。

議長 以上で、令和 7 年 7 月 28 日開会の第 7 回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は、全て審議終了しました。これをもって閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 7 年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____